

第84期中間決算公告

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株式会社 関東つくば銀行

取締役頭取 木村 興三

平成19年11月14日

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	137,624	預 金	1,204,416
買 入 金 銭 債 権	1,650	借 用 金	13,720
商 品 有 価 証 券	234	外 国 為 替	12
金 銭 の 信 託	2,019	そ の 他 負 債	5,005
有 価 証 券	238,419	賞 与 引 当 金	461
貸 出 金	897,176	退 職 給 付 引 当 金	3,138
外 国 為 替	866	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	149
そ の 他 資 産	5,128	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	88
有 形 固 定 資 産	7,903	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	756
無 形 固 定 資 産	2,766	支 払 承 諾	3,966
繰 延 税 金 資 産	10,823	負 債 の 部 合 計	1,231,716
支 払 承 諾 見 返	3,966	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ 25,003	資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	10,758
		資 本 準 備 金	10,758
		利 益 剰 余 金	8,009
		利 益 準 備 金	126
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,882
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,882
		自 己 株 式	△ 256
		株 主 資 本 合 計	49,879
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,634
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 15
		土 地 再 評 価 差 額 金	361
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,980
		純 資 産 の 部 合 計	51,860
資 産 の 部 合 計	1,283,576	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,283,576

- 注
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～47年
動 産	3年～15年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ23百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。
 - 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,895百万円であります。
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 - 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は18百万円、特別損失は131百万円それぞれ増加し、経常利益は18百万円、税引前中間純利益は149百万円それぞれ減少しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を引当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻請求は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を当中間期から適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を引当てる方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は88百万円減少しております。
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ

取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式及び出資総額 64 百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 9,790 百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 396 百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,198百万円、延滞債権額は61,592百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は251百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,322百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,364百万円であります。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 住宅ローン債権証券化（RMB S - Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、65,451百万円であります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、「貸出金」に24,067百万円、現金準備金として「現金預け金」に2,873百万円を計上しております。
25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,999百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 11,781 百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,975 百万円
上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券32,701百万円を差し入れております。
子法人等の借入金の担保として、有価証券1,737百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,117百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,720百万円が含まれております。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,800百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。
前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ1,700百万円減少します。
30. 1株当たりの純資産額 865円53銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。32.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
その他	13,080	12,294	△ 786
外国債券	13,080	12,294	△ 786
合計	13,080	12,294	△ 786

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,194	13,391	3,197
債券	179,764	178,312	△ 1,452
国債	118,150	117,212	△ 938
地方債	5,444	5,340	△ 104
社債	56,168	55,760	△ 408
その他	31,889	31,992	103
外国債券	9,653	9,557	△ 96
その他	22,235	22,435	199
合計	221,848	223,696	1,848

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2 1 3 百万円を差し引いた額 1, 6 3 4 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	64
その他有価証券	
非上場株式	667
事業債私募債	1,800
その他	609

33. 金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

34. 賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 1, 7 3 7 百万円含まれております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 2 5 4, 4 7 8 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 2 6, 3 6 4 百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	20,743 百万円
有価証券償却	1,502
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,328
減価償却超過額	499
その他有価証券評価差損	1,049
賞与引当金損金算入限度超過額	186
未収利息不計上額	94
その他	643

繰延税金資産小計 26,048

評価性引当額 △ 13,961

繰延税金資産合計 12,086

繰延税金負債

その他有価証券評価差益 △ 1,262

繰延税金負債合計 △ 1,262

繰延税金資産の純額 10,823 百万円

37. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.79%

第84期中

(平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	17,935
資 金 運 用 収 益	13,535
(うち貸出金利息)	(11,032)
(うち有価証券利息配当金)	(1,618)
役 務 取 引 等 収 益	2,947
そ の 他 業 務 収 益	831
そ の 他 経 常 収 益	619
経 常 費 用	15,512
資 金 調 達 費 用	1,879
(うち預金利息)	(1,589)
役 務 取 引 等 費 用	990
そ の 他 業 務 費 用	718
営 業 経 費	9,630
そ の 他 経 常 費 用	2,293
経 常 利 益	2,422
特 別 利 益	351
特 別 損 失	366
税 引 前 中 間 純 利 益	2,407
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46
法 人 税 等 調 整 額	24
中 間 純 利 益	2,336

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 42円01銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 39円59銭

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却326百万円、貸倒引当金繰入額1,798百万円を含んでおります。

5. 当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
茨城県内	営業店舗14カ店	土地及び建物等	108(土地 35、建物 59、その他 12)
	遊休資産6カ所	土地及び建物	2(土地 2)
茨城県外	遊休資産2カ所	土地及び建物	1(土地 0、建物 0)
合 計			111(土地 38、建物 60、その他 12)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店にグルーピング)としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関銀ビジネスサービス株式会社

かんぎん不動産調査株式会社

関銀オフィスサービス株式会社

関東信用保証株式会社

関銀コンピュータサービス株式会社

関東リース株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

(4) 負ののれんの償却に関する事項

関東リース株式会社、関東信用保証株式会社、関銀コンピュータサービス株式会社に係る負ののれんの償却は、発生年度以降10年間で均等償却しております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	137,656	預 金	1,200,602
買 入 金 銭 債 権	1,650	借 用 金	15,027
商 品 有 価 証 券	234	外 国 為 替	12
金 銭 の 信 託	2,019	そ の 他 負 債	11,525
有 価 証 券	238,396	賞 与 引 当 金	484
貸 出 金	895,193	退 職 給 付 引 当 金	3,181
外 国 為 替	866	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	170
そ の 他 資 産	6,193	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	88
有 形 固 定 資 産	7,913	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	756
無 形 固 定 資 産	2,819	負 の の れ ん	2
リ ー ス 資 産	6,306	支 払 承 諾	45,367
繰 延 税 金 資 産	10,798	負 債 の 部 合 計	1,277,219
支 払 承 諾 見 返	45,367	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 26,030	資 本 金	31,368
		資 本 剰 余 金	10,758
		利 益 剰 余 金	8,073
		自 己 株 式	△ 256
		株 主 資 本 合 計	49,943
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,634
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 15
		土 地 再 評 価 差 額 金	361
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,980
		少 数 株 主 持 分	242
		純 資 産 の 部 合 計	52,167
資 産 の 部 合 計	1,329,386	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,329,386

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|---|---|---------|
| 建 | 物 | 15年～47年 |
| 動 | 産 | 3年～15年 |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ23百万円減少しております。
- また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。
8. リース資産は、リース期間定額法により償却しております。
9. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,895百万円であります。
連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |
|----------|--|
- なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
13. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用計上してはりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は21百万円、特別損失は149百万円それぞれ増加し、経常利益は21百万円、税金等調整前中間純利益は170百万円それぞれ減少しております。
14. 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を引当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻請求は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を当中間連結会計期間から適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を引当てる方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、税金等調整前中間純利益は88百万円減少しております。

15. 連結される子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

17. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 9,834百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 396百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,509百万円、延滞債権額は63,581百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は251百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,322百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,665百万円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 住宅ローン債権証券化（RMB S - Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、65,451百万円であります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、「貸出金」に24,067百万円、現金準備金として「現金預け金」に2,873百万円を計上しております。

25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額金額は13,999百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 13,518百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,975百万円

借入金 1,307百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券32,701百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,123百万円あります。

27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,720百万円が含まれております。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,800百万円であります。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。
- 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ1,700百万円減少します。

30. 1株当たりの純資産額 866円68銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。32. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
その他	13,080	12,294	△ 786
外国債券	13,080	12,294	△ 786
合計	13,080	12,294	△ 786

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	10,194	13,391	3,197
債券	179,804	178,352	△ 1,452
国債	118,190	117,252	△ 938
地方債	5,444	5,340	△ 104
社債	56,168	55,760	△ 408
その他	31,889	31,992	103
外国債券	9,653	9,557	△ 96
その他	22,235	22,435	199
合計	221,888	223,736	1,848

なお、上記の評価差額から繰延税金負債213百万円を差し引いた額1,635百万円のうち少数株主持分相当額0百万円を控除した額1,634百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	667
事業債私募債	1,800
その他	609

33. 金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。
34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は252,438百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,324百万円あります。
- なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
35. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）9.74%

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	19,421
資金運用収益	13,453
(うち貸出金利息)	(10,980)
(うち有価証券利息配当金)	(1,588)
役務取引等収益	3,180
その他業務収益	830
その他経常収益	1,956
経常費用	17,059
資金調達費用	1,901
(うち預金利息)	(1,583)
役務取引等費用	864
その他業務費用	718
営業経費	9,524
その他経常費用	4,050
経常利益	2,361
特別利益	351
特別損失	384
税金等調整前中間純利益	2,328
法人税、住民税及び事業税	93
法人税等調整額	△ 44
少数株主損失	37
中間純利益	2,316

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 41円65銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 39円25銭
4. 「その他経常費用」には、貸出金償却337百万円、貸倒引当金繰入額2,040百万円を含んでおります。
5. 当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
茨城県内	営業店舗14カ所	土地及び建物等	108 (土地 35、建物 59、その他 12)
	遊休資産6カ所	土地及び建物	2 (土地 2)
茨城県外	遊休資産2カ所	土地及び建物	1 (土地 0、建物 0)
合 計			111 (土地 38、建物 60、その他 12)

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を一つの単位としております。

(回収可能価額)

当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。